

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

21-004号
通巻:219

令和5年10月1日より消費税の制度が変更され、インボイス方式が導入されます。

最近では消費税率の引き上げ、軽減税率など消費者にインパクトの大きい変更がありましたが、今回のインボイス方式の導入は事業者、そのなかでも特に小規模事業者(年商が1,000万円以下の事業者)にとって大きな影響のあるものとなっております。

○消費税のあらまし

消費税の納付額は簡略化して書くと以下の計算式により計算されます。

売上に係る消費税 - 仕入に係る消費税(非課税を除く) = 消費税の納付額

例えば、税込11,000円(消費税額1,000円)で仕入れた商品を税込16,500円(消費税額1,500円)で販売した場合は、売上に係る消費税1,500円から仕入に係る消費税1,000円を控除した500円が納付額となります。

今回のインボイス制度により変更される点は、上記算式の「仕入に係る消費税」です。

ちなみにこの仕入に係る消費税のことを「仕入税額控除」といいます。

○インボイス制度による変更点

インボイス制度による変更点は、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書(インボイス)」等の保存が上記の仕入時額控除をする要件となります。

ここでの注意点は適格請求書(インボイス)が消費税の課税事業者しか発行できないことです。

つまり、消費税の課税事業者からの仕入でなければ仕入税額控除ができなくなることです。

また、適格請求書等とは請求書のみではなく、納品書、領収書、レシートなども含めた名称です。

○懸念される点

・買い手側の留意すべき点

仕入先が課税事業者なのか免税事業者なのかを把握する必要があります。

特に個人事業者に外注を依頼されている方(一人親方など)、事務所などの家賃を個人に支払われている方は注意が必要です。

また、不動産(建物、車など)を個人の方から購入する場合も仕入税額控除が出来なくなります。

・売り手側

免税事業者は適格請求書を発行できないので課税事業者との取引上、不利になります。

○対応策

・売り手側の場合

ご自身が免税事業者である場合には課税事業者になる必要性が高いです。

仮に免税事業者で、今回のインボイス制度に合わせて課税事業者になるには以下の方法があります。

①適格請求書等発行事業者に登録する(すでに会社がある場合)。

登録することで自動的に2023年10月1日から消費税の課税事業者になります。

②課税事業者選択届出書を提出する(2023年10月以降に会社を設立する場合)。

設立事業年度に提出すると初年度から課税事業者になります。

・買手側の場合

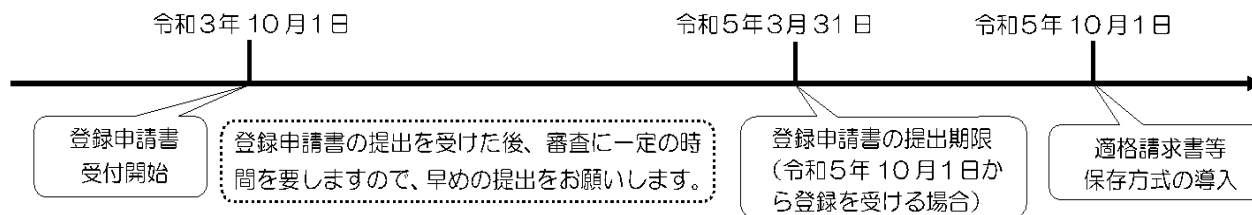
仕入先や外注先が免税事業者か否かを事前に洗い出し、影響額等を把握する必要があります。

○適格請求書発行事業者への登録方法

適格請求書発行事業者になるには事前登録が必要となります。(参考:国税庁HP)

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



○適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者が請求書や領収書に記載する内容も下記になります(現状から変更される箇所は赤字にしております)。

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

②取引年月日

③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率

⑤消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

株式会社〇〇御中 ⑥ 請求書			
② ××年11月分			
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮		③	⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 3,200円
④			① 株式会社△△ 登録番号 T1234567890123

参考:国税庁HP

少し先の制度になりますが、早めの対応が必要となります。特に免税事業者からの仕入が多い企業、自身が免税事業者の場合は事前の対応が大切となりますので、是非ご相談ください。

クラージュ総合会計事務所 吉川未来